

## 被災者支援特別行政相談所事例集（平成 24 年度）

平成 25 年 2 月 1 日

本資料は、皆様の参考としていただくために作成したものです。

相談者個々の具体的状況に応じて、回答内容は異なる可能性がありますので、御了承をお願いします。

区分	相談要旨	回答要旨
国税庁	相続手続をする必要が生じていますが、借金があれば、相続税は安くなりますか。	相続税は正味財産に課税されますので、借入金があれば、遺産額から差し引かれます。 ただし、その借金で購入した物が残っていれば、遺産額に含まれますので、相続税が安くなるかは、一概には言えません。詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。
国税庁	住宅ローンを借り換えた場合、ローン控除は継続して適用されるのか。	住宅ローンを借り換えた場合は、それまでのローンを返済するために借り入れたものであること等、一定の要件を満たせば、引き続き、ローン控除の適用を受けることができます。 一定の要件に該当するか否かについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
国税庁	家屋が全壊と判定された。新たな家屋を別の土地に建てたいと考えているが、現在居住している家屋（全壊判定）の譲渡に係る税金はどうなるのか。	居住用財産の特例控除の対象になる可能性がありますので、要件等、詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

<p>国税庁</p>	<p>家屋が全壊と判定された。建て替えたいと考えているが、税金はどうなるのか。</p>	<p>居住者が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得又は増改築等をし、平成 25 年 12 月 31 日までに自己の居住の用に供した場合で一定の要件を満たす場合において、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除する住宅借入金等特別控除制度があります。</p> <p>要件等、詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>
<p>法務省</p>	<p>震災後、隣家との境界が不明確になっている。</p>	<p>地積測量図の備え付けのある土地であれば、法務局で地積測量図、公図等の写しを入手し、確認した上で隣家と話し合う方法があります。</p>
<p>法務省</p>	<p>親が所有している不動産の名義を変更したいが、親が意思表示できない状態である。</p>	<p>親が意思表示できない状態であれば、子への贈与は困難です。成年後見人を選任して手続をすすめる方法があります。</p>
<p>法務省</p>	<p>相続登記はいつまでにしなければならないのか。</p>	<p>相続登記は、いつまでにしなければならないという制限はありません。</p> <p>しかし、時間の経過により、相続人が死亡する等して、手続きが複雑になるおそれがあることから、可能であれば、早めに登記することが望ましいと考えられます。</p>
<p>法務省</p>	<p>相続登記をしたいが、権利証が流されてしまった。</p>	<p>相続登記をする際には、権利証は必要ありません。</p>
<p>法務省</p>	<p>相続登記をしたいが、不動産が各地にある場合、手続はどうなるのか。</p>	<p>不動産の所在が分かれており、管轄法務局が異なる場合は、それぞれの管轄法務局において、別個に登記手続を行うことが必要になります。</p>
<p>法務省</p>	<p>市の買上対象地は、相続登記されていない。どうすればよいか。</p>	<p>現時点では市の取扱いが不明ですので、相続登記をしておいた方が望ましいでしょう。</p> <p>相続権者で遺産分割協議を行い、協議書を作成する必要があります。</p>

		<p>なお、書式の記載例は最寄りの法務局で入手可能です。</p>
法務省	<p>遺産分割協議を行ったが、相続人全員の話がまとまらない場合、どうなるのか。</p>	<p>遺産分割協議がまとまらない場合は、家庭裁判所で遺産分割の調停を行うこととなります。</p>
法務省	<p>今まで、相続登記をしていなかった。相続人のうちの1人とは長年連絡がつかず、どこにいるのかもわからない。相続登記をするにはどうすればよいか。</p>	<p>弁護士又は司法書士に依頼して、行方がわからない相続人の住所地を調査し、手紙等を出して、遺産分割協議の申し入れを行う方法があります。</p> <p>また、不在者財産管理人を家庭裁判所で選任してもらう方法や、長期間、行方不明となっている場合には、失踪宣告による方法も考えられます。</p> <p>詳しくは、弁護士等に御相談ください。</p>
法務省	<p>父名義の不動産の相続手続きをしたいが、相続人の中に未成年者がいる場合、どうすればよいか。</p>	<p>遺産分割協議など、未成年者とその法定代理人の間で利害関係が衝突する利益相反行為を行う場合になりますので、裁判所に、未成年者のための特別代理人を選任してもらう必要があります。</p>
法務省	<p>住んでいたマンションは、震災により全壊となり、現在、取り壊し中である。マンションの名義は父名義のまま、相続登記をしていなかったが、どうすればよいか。</p>	<p>取り壊される建物については、相続登記の必要はありません。</p>
法務省	<p>義理の兄弟が津波で亡くなった。相続人は全くいない。義理の兄弟名義の土地の名義を変更したいが、どうすればよいか。</p>	<p>相続人不存在になるので、家庭裁判所に相続財産管理人選任の申立を行い、その後、特別縁故者の財産分与申立をする方法があると思われます。</p> <p>具体的には、弁護士又は司法書士に御相談ください。</p>
法務省	<p>権利証が流出した。どうしたらよいか。</p>	<p>権利証がなくとも登記手続は可能であり、心配する必要はあまりありません。ただし、実印はきちんと保管しておいてください。</p>

法務省	<p>行政機関に土地を売却することになっているが、権利証が流出してしまったので困っている。</p>	<p>県や町に土地を売却した場合の登記手続において、権利証を使用することはないので、心配することはありません。</p>
法務省	<p>津波で家が流出した。 滅失登記を行う必要があるか。</p>	<p>建物は流出して既にないので、滅失登記を行う必要があります。 ただし、国が職権で行う予定ですので、それを待っても差し支えありません。</p>
個人版私的整理ガイドライン運営委員会	<p>震災後に、受け取った義援金により、住宅ローンの繰り上げ返済を行った。 現在、新たな住宅ローンを組んで、住宅を新築している。完済した住宅ローンは、個人版私的整理ガイドラインを利用した債務整理の対象となるか教えてほしい。</p>	<p>震災前に借り入れしていた債務はすでに完済しているため、個人版私的整理ガイドラインを利用した債務整理の対象にはなりません。</p>
文部科学省	<p>23年度は、り災証明書の添付のみで幼稚園の授業料の免除が認められた。 しかし、24年度は、名義人が記載された固定資産税通知書の添付を求められた。被災家屋が持ち家でないと認められないらしい。何故なのか知りたい。</p>	<p>宮城県では、平成24年度私立学校授業料等軽減特別事業補助金交付要綱を定めるに当たり、「補助対象となる居宅を、り災時に所有し、住居としている家屋」と定めています。 平成23年度交付要綱では、「所有」は条件となっていませんでした。</p>
厚生労働省	<p>23年度は、国民年金保険料の免除を申請して認められた。24年度はどうしたらよいか迷っている。保険料を免除してもらおうのと、支払うのとでは、どのような違いがあるのか。</p>	<p>免除が認められた期間については、年金額が減額されます。納付できる状態なら、納付した方が、将来の年金額が高くなります。 ちなみに、全額免除の場合、平成21年4月分以降の免除期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1が支給されます。</p>
国土交通省	<p>宅地以外の土地は防災集団移転促進事業の買上対象地になるか。</p>	<p>移転促進地域内にある土地であることが前提となります。基本的に、住宅敷地が移転促進地域として指定されるものと考えられます。</p>
国土交通省	<p>被災後に応急的建物を自力で建設したが、何か手続が必要なのか。</p>	<p>建築基準法の手続が必要になることが考えられますので、市町村役場に相談されるようおすすめします。</p>

国土 交通省	代替自動車を取得した場合、自動車の名義人が従来と異なっても、自動車重量税免除等の特典は受けられるのか。	自動車の名義人が同一でなければ、自動車重量税免除等の特典は受けられません。
国土 交通省	津波で流された軽自動車の代替車として、軽トラックを購入した。 ところが、軽自動車税の督促状が送付されてきた。	津波で流された軽自動車の廃車手続きをしないと、課税される可能性があります。 まず、廃車手続きが済んでいるか御確認ください。

(注) 本資料は、当局が相談パターンを抽出して作成したものです。